平成２３年（フ）第９２号
横浜市緑区十日市場町870番地１　ハイツ石井203号
債務者　田中　浩司
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００号
横浜市中区本牧元町26番７号
債務者　岩村　真理
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５号
横浜市南区高砂町１丁目10番地
債務者　泰田　啓介
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９号
横浜市港北区小机町1226番地１　ラッシーパルＡ101
債務者　細野　逸人
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目30番13号　フォレスト西寺尾102号
債務者　山崎　利江
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４６号
岡山市北区横井上1326番地１　リトルバード205
債務者　坂根　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１号
岡山市南区大福191番地20
債務者　青木　一樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８１号
横浜市緑区寺山町745番地12　ダイアパレス中山第２―506号
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８２号
横浜市緑区寺山町745番地12　ダイアパレス中山第２―506号
債務者　鈴木有紀子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０２号
岡山市東区南水門町37番地、前住所岡山市東区南水門町38番地
債務者　河野　清美
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４２号
東京都昭島市福島町１丁目15番３号
債務者　板橋　聖子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７６５号
東京都東大和市向原３丁目10番地15―609号
債務者　栗原　佐一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７０号
東京都青梅市吹上139番地の１トーホーラーク203
債務者　氏家　光代
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４３８号
大阪市西区京町堀２丁目13番10―709号
債務者　福本　浩之
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９号
青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅戸山団地１―32
債務者　佐藤　未絵
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係